

# 平成31年4月からの 守口市立中学校・義務教育学校(後期課程) における部活動について

生徒の心身のバランスのとれた成長を促すため、休養日・活動時間などの統一したルールのもと、すべての部活動を運営してまいりますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

## ◆ 休養日 ◆

週あたり2日以上の休養日を設けます。

(少なくとも平日に1日、土・日曜日に1日以上)

※大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替えます。

## ◆ 活動時間 ◆

平日では2時間程度、  
学校の休業日では3時間程度とします。

※活動時間は準備や片付けを除きます。



本市では、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、平成31年2月に「守口市立中学校に係る運動部活動の方針」を策定しました。

なお、文化部活動についても、運動部に準じて実施することとしております。

守口市教育委員会